

四万十市役所本庁舎機械設備保守点検業務仕様書

1 目的

本業務は、本庁舎における重要な機械設備を常に安全かつ良好な状態であるよう点検作業に努め、本装置の維持を図るものとする。

2 点検内容等

(1) 各保守点検業務

ア 雨水濾過装置保守点検業務

(定期点検：年2回（令和7年8月、令和8年2月）)

(ア) 雨水濾過装置本体の点検及び作動操作試験

(イ) 各種消耗部品交換作業

(ウ) 上記以外の保守点検に必要な作業

イ 給水・排水ポンプ・送風機保守点検業務

(定期点検：年1回（令和7年11月末までに実施）)

(ア) 給水・排水ポンプ・送風機本体の点検及び作動操作試験

(イ) 各種機械設備の電圧・電流値、電源・絶縁、Vベルト張力・劣化目視確認作業

(ウ) 上記以外の保守点検に必要な作業

ウ 受水槽緊急遮断弁保守点検業務

(定期点検：年1回（令和7年11月末までに実施）)

(ア) 受水槽緊急遮断弁本体の点検及び作動操作試験

(イ) 制御盤動作確認作業（地震感知器、外部警報、弁、部品、消耗品、電源装置等）

(ウ) 上記以外の保守点検に必要な作業

エ 自動制御機器保守点検業務

(定期点検：年1回（令和7年11月末までに実施）)

(ア) 自動制御機器本体の点検及び作動操作試験

(イ) 雨水貯留槽廻り制御点検作業

(ウ) 非常用排水槽流入制御点検作業

(エ) 漏水警報監視点検作業

(オ) 上記以外の保守点検に必要な作業

(2) 臨時点検

故障等があった場合は、原因の究明及び復旧を行い市に報告をすること。

(3) 取扱い説明

各装置の取扱いについて市より問い合わせがあった場合には、その都度対応すること。

(4) 点検報告

保守点検終了後、点検報告書等（資料及び写真含む。）を作成し、市に提出すること。

3 その他

- (1) 保守点検業務を行うにあたり、業務上付帯的に実施しなければならない作業等は、本書に記載がない場合にあっても、委託料の範囲において誠実に実施するものとする。
- (2) 保守点検実施中、通常保守点検業務以外の部品の取替えその他修理を要する箇所がある場合には、その都度担当者へ連絡し指示を受けるものとする。